

竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月13日

竹富町長 前 泊 正 人

竹富町告示第77号

竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機（「処理機」という。）又は生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）を購入する町民に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、生ごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところにより、生ごみを安全かつ衛生的に減量化し、又は堆肥する機器として町長が認めたものをいう。

- (1) 「処理機」とは電力等を利用して機械的に生ごみを分解又は乾燥し、堆肥化又は減量化させることを目的に製造されたもの
- (2) 「処理容器」とは微生物の働きにより生ごみを発酵及び分解し、堆肥化させることを目的に製造されたもの

(補助の対象)

第3条 町長は、生ごみを自己処理するため処理機又は処理容器を購入する者のうち、次の各号の要件を満たしている者に対し、この要綱に基づき補助金を交付する。

- (1) 竹富町に住所を有している者及び事業者
 - (2) 処理機及び処理容器の管理ができる者
 - (3) 生ごみからできた堆肥を自家処理できる者
 - (4) 竹富町における税（町民税、国保税等）の滞納がない者
- 2 町長は、前項に規定する者のほか必要と認める町民及び団体等に対して、この要綱に基づき補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金は、処理機及び処理容器の購入額の3分の2とする。ただし、当該補助金は、処理機30,000円、処理容器3,000円を限度とする。

2 補助の対象となる処理機及び処理容器は1世帯1基とする。

ただし、処理機と処理容器に係る補助金を重複して受けることはできない。

3 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 購入機器の仕様がわるもの
- (3) 義務履行確認書(様式第 2 号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の内示及び交付決定)

第 6 条 町長は、前条に規定する補助金の請求を受理した場合は、これを審査し適当と認めるときは、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金内示通知書(様式第 3 号)により申請者へ通知するものとする。

2 補助金の交付内示を受けた者は、本町が内示を決定した日から起算して 2 週間以内に生ごみ処理機又は生ごみ処理容器を購入し、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金実績報告書(様式第 4 号)及び領収書等の写しを町長に提出しなければならない。

3 町長は前項の実績報告書を受理した場合は、これを審査し適当と認めるときは、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付及び額の確定通知書(様式第 5 号)により申請者へ通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、本町が交付を決定した日から起算して 3 年経過し、かつ、現在使用している処理機又は処理容器が使用不可になった場合に限り、新たに補助金交付の申請をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 7 条 町長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、前条の交付決定を取消することができる。

- (1) 申請者の虚偽、その他不正行為が認められた場合
- (2) その他、町長が認めた場合

2 町長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金交付決定取消し通知書(様式第 6 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金請求書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 購入機器名が記載されている領収書等

(2) その他町長が必要と認める書類

2 請求書の有効期限は、交付決定の日から起算して3ヶ月内とする。

(補助金の返還)

第9条 町長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、竹富町生ごみ処理機及び処理容器購入補助金返還命令書(様式第8号)により、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 処理機又は処理容器をその目的以外に使用したとき

(3) その他不正行為があると認めたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附則(令和7年7月15日竹富町告示第90号)

この告示は公布の日から施行する。